

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	適用条項		
1	エヌショーケース株式会社 代表取締役 三溝 拓 名古屋市瑞穂区直来町1-5	「名古屋競馬場」の名古屋市港区から弥富市への移転(令和4年4月)に伴い、移転前後の競馬場で開かれたイベントを巡り、愛知県競馬組合の元総務広報課長に賄賂として現金341万円を渡したとして、令和5年11月8日、贈賄容疑でエヌショーケース株式会社の営業開発部長が逮捕されたため。	(贈賄) 7 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が贈賄の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 逮捕又は公訴を知った日から (1) 本市職員に対するもの 24か月 (2) 本市職員を除く愛知県内の公共機関の職員に対するもの 12か月 (3) 愛知県外の公共機関の職員に対するもの 6か月	2号	12か月 令和5年12月 1日～ 令和6年11月30日	物品の買入れ・委託業務等 (映画等製作・広告・催事、 リース・レンタル、その他の業 務委託等)
2	株式会社高建総合コンサルタン ト 代表取締役 福留 明男 高知県高知県四万十市駅前町 2-3	高知県発注の特定地質調査業務の入札に際し、受注価格の低落防止等を図るため受注予定者を決定する等の旨を合意した。これらのことが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったものであるとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 当該事実を知った日から (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	3号	3か月 令和5年12月 1日～ 令和6年 2月29日	建設コンサルタント等 (設計、測量、建設コンサル、 地質調査、補償コンサル)